

関西広域連合規約の変更について

1. 変更の理由

救急医療用ヘリコプターに係る事務の移管その他平成 25 年度事業の執行にあたり、関西広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について、所要の変更を行うものです。

2. 変更の概要（負担金ルールのみ改正）

(1) 大阪府、徳島県ドクヘリ移管に伴う改正（別表）

区 分	現 行	改 正 案
負担する構成団体	京都府・兵庫県・鳥取県	<u>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県</u>
負担割合	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	利用実績割 10分の10

※ ただし、和歌山県の負担については、経過措置を改正規約附則に規定。

(2) その他、経費の負担割合として以下の特則を追加

① 個別事業分野（別表、第 20 条第 2 項）

区 分	現行負担割合	改 正 案
広域観光・文化振興	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5
広域産業振興	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、 <u>第1次産業就業者数割 10分の10</u>) ※別表の改正にあわせ、第20条第2項の指定都市に係る2分の1算入の指標として追加。
広域職員研修	受講者数割 10分の10	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、 <u>均等割</u>) 10分の10

② その他、過渡的に一部団体で事業実施するケース等の特則追加（別表）

〔事業費のうち、別表の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担割合等について広域連合長が別に定める。〕

※ 別表ルールの適用による負担割合がその事業効果と比較して著しく不均衡となるような場合のセーフティネットとして整備。

3. その他

平成 25 年 4 月 1 日施行、改正後の負担金ルールは平成 25 年度分負担金から適用。

関西広域連合規約案 新旧対照表 (変更部 抜粋)

変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)	変 更 案
<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2. 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費 (第4条第1項第8号に規定する経費を除く。) に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割 (以下「人口割等」という。) により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数 (以下「人口等」という。) の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2. 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費 (第4条第1項第8号に規定する経費を除く。) に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割、<u>事業所数割又は第1次産業就業者数割</u> (以下「人口割等」という。) により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、<u>事業所数又は第1次産業就業者数</u> (以下「人口等」という。) の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則 (平成25年3月 日総務大臣届出)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2. 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表 (変更部分抜粋)

変更前 (H24.8.14変更許可規約)			変更案		
別表 (第20条関係)			別表 (第20条関係)		
経費の区分	負担する構成団体	負担割合	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
事業費 第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	事業費 第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5
第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の10
			事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		
備考			備考		
1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。			1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。		
2 (略)			2 (略)		
3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口(第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年度の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口)の割合をいう。			3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。		
4~5 (略)			4~5 (略)		
6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。			6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。		
7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。			7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。		
			8 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。		